

平成 20 年 6 月 24 日

各 位

会社名 株式会社スルガコーポレーション
(東証第 2 部・コード 1880)
(URL <http://www.suruga.com>)
代表者名 代表取締役社長 中 良久
問合せ先 執行役員管理本部長 帖佐 英典
TEL 045-314-0361

剰余金の処分の撤回及び株主優待の廃止に関するお知らせ

当社は、平成20年6月24日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てをすることを決議し、東京地方裁判所に申立てを行ない、受理されますとともに、同日付にて同庁より監督命令が発令されました(本日付プレスリリース「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」をご参照ください。)。そこで、当社は、再生手続開始の申立てその他の現在当社の置かれている状況に鑑み、同日開催の取締役会において、第37回定時株主総会における決議事項の1つである第5号議案「剰余金処分の件」を撤回すること、及び株主優待制度を廃止することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

株主の皆様には、誠に申し訳なく、深くお詫び申しあげます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 剰余金の処分の撤回について

当社は、平成20年6月26日開催の第37回定時株主総会の第5号議案「剰余金処分の件」として次のとおり提案しておりましたが、当該剰余金処分の付議を撤回させていただくことといたしました。

第5号議案 剰余金の処分に関する件

1、期末配当に関する事項

第 37 期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等に備えた内部留保の充実、安定配当の維持等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 22円 50銭(普通配当 12円 50銭、特別配当 10円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、859,663,823円となります。

上記金額には、自己株式 1,230,440株は含まれておりません。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 20年 6月 27日

2、その他剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

2. 株主優待の廃止について

当社は、次のとおり株主優待を実施してまいりましたが、当該株主優待制度を廃止させていただくことといたしました。

(1) 対象株主

毎年 3月 31日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された 1単元(100株)以上保有する株主

(2) 優待内容

保有単元数	優待方法
1単元以上 15単元未満	全国百貨店共通商品券 5千円
15単元以上 30単元未満	全国百貨店共通商品券 10千円
30単元株以上	全国百貨店共通商品券 30千円

株数	優待方法	
	自宅建設設計料	住宅販売価格
30単元以上 60単元未満	50%割引	1.0%割引
60単元以上 90単元未満	75%割引	1.5%割引
90単元以上	無料	2.0%割引

なお、上記株主優待の廃止につきましては、平成20年3月31日時点の株主名簿・実質株主名簿に記載された1株以上保有の株主様に対する贈呈予定分より、適用させていただきます。

以 上